

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月5日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、空調配管工として、設備工事業に従事し、空調工事や配管工事等に従事していた。

2 請求人は、平成25年2月12日、左乳がんと診断され、A医療機関で手術を受けたが、平成28年2月に同医療機関で右下葉の結節影が認められたため、B医療機関に転医したところ「転移性肺腫瘍」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人によると、配管設置工事等を行っていた際の石綿ばく露等が原因であるという。

3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、平成29年3月30日から同年6月9日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年6月4日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病は石綿による疾患に該当する原発性肺がんであると述べていることから、以下検討する。

(2) 石綿による疾病の業務起因性の判断基準は、決定書別紙に記載の「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

##### (3) 石綿ばく露作業従事歴について

請求人は、平成31年2月5日付けの審査請求の理由及び証拠において、要旨、「原処分庁が認定した石綿ばく露期間7年7か月だけではなく、C会社(以下「C」という。)で2年間、「タンガロイ」や「イレタロン」を砥石で研磨し、その作業でも粉じんを吸い込んでいた。また、1人で請け負っていた頃も、アスベストの吹き付けが行われている現場で作業することもあり、アスベストにばく露していた。」と述べているので、以下検討する。

##### ア Cにおけるばく露について

請求人はCにおける作業は、バイト(刃物)研磨作業が大半であり、「タンガロイ」や「イレタロン」など硬い金属を軟らかい砥石(青とう=BC砥石)で研磨していたと述べているが、「タンガロイ」等の超硬合金は炭化タングステンとコバルト等とを混合して焼結したものであり、「イレタロン」は材質が不明であるが、請求人が金属と述べていることから、石綿は含有していないものと推認される。また、砥石についても、酸化アルミニウムや炭化ケイ素などが主成分でありCのD総務部長も「砥石も石綿を含んでいたとは考えにくい」と述べていることからCにおいて、石綿ばく露作業はなかったものと認められる。

##### イ 一人親方の時期における石綿ばく露について

請求人は、「昭和54年からはE事務所で、自分で設計し現場で仕事をしている」、「独立の際にすぐに労働保険に加入している」と述べている。また、一人親方労災保険加入の状況は調査中であると述べている。

しかしながら、特別加入をしていたことや具体的な業務内容を裏付ける記録もなく、請求人から調査結果の提出がないことから、石綿ばく露作業を行っていたとは認められない。

ウ したがって、決定書理由に説示のとおり、請求人の石綿ばく露作業従事期間は7年7か月と認められる。

#### (4) 肺がんについて

ア 請求人は、平成31年2月5日付けの審査請求の理由及び証拠において、要旨、「画像診断報告書や診察記事や院内紹介状のやり取りから、請求人の医学的所見は『原発性肺がんの可能性が考えられるが、乳がんからの転移も否定できない』と読み取れる。請求人の肺がんが原発性肺がんの一面を持っているのだから、職歴や作業歴から原発性肺がんの可能性もあると考えてもよいのではないか。」と述べている。また、F医師は、平成29年11月16日付け意見書において、請求人は原発性肺がんでは治療していると述べている。

イ しかしながら、G医師は、平成30年5月31日付け意見書において、病理所見、画像所見から乳がん肺転移の可能性が高いと判断し、肺がんの原発性を否定しており、H医師は、平成30年8月1日付け意見書において、本件疾病は原発性肺がんではなく、平成25年に発症した乳がんの肺転移であると述べ、また、B医療機関において原発性肺がんとして治療を受けた事実は認められない。

ウ 一件記録を精査するに、免疫染色所見（ER：女性ホルモンであるエストロゲン受容体が陽性〔乳がんでは陽性であるが、原発性肺がんでは陰性〕、TTF：Thyroid transcription factorが陰性〔原発性がんでは陽性、転移性がんでは陰性〕）、組織像所見（総合的に乳がん組織像と類似している。）に加え、乳腺専門外科において、転移性乳がんとして治療されていることなどに基づいたH医師の判断は妥当であり、本件疾病は、原発性肺がんとは認められないと判断する。

#### (5) 石綿肺について

本件疾病についての判断は前記のとおりであるが、肺がん以外の石綿による

疾病である石綿肺についても検討すると、次のとおりである。

石綿肺については、認定基準において、石綿ばく露作業に従事したことのある労働者に発症した疾病であって、じん肺法（昭和22年法律第50号）に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する場合は、業務上の疾病として取り扱うこととされているところ、請求人は、じん肺管理区分の決定は受けていないが、I医師作成のじん肺健康診断結果証明書によると、石綿肺PR2、じん肺管理区分管理3のイと判断されていることが認められる。

I医師は、上記証明書において、胸部X線上、粒状影ありと所見しているが、H医師は、上記意見書において、石綿肺の所見を認めないと述べている。上記証明書に記載の肺機能検査においては、肺機能の異常は認められない（F（一））。

以上から、請求人には著しい肺機能障害は認められず、じん肺管理区分管理4に該当しないことは明らかであり、かつ、じん肺法に定める第1号から第5号までの合併症の併発も認められないことから、業務上疾病たる石綿肺の認定要件を満たすということとはできない。

(6) なお、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維所見については、決定書理由に説示のとおり、いずれも認定要件を満たしていない。

(7) 上記のとおり、請求人が発症した本件疾病については、認定基準に定める石綿との関連が明らかな疾病には該当せず、業務上の事由による疾病ということとはできない。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月19日